

令和4年1月28日
厚生労働省
医政局医事課

「オンライン診療の適切な実施に関する指針（改訂案）」に係るご意見の募集の結果について

オンライン診療の適切な実施に関する指針（改訂案）について、令和3年12月17日から令和4年1月7日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じてご意見を募集したところ、計28件のご意見をいただきました。

お寄せいただきました主なご意見の概要と、それに対する厚生労働省の考え方を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただきましたご意見は、適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみ示しております。

ご意見をお寄せいただきました方のご協力に、厚く御礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	考え方
1	初診からのオンライン診療で処方できない薬剤に「覚醒剤原料」を加えるべき。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、初診からのオンライン診療での医薬品の処方については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）による時限的・特例的措置における取扱いと同様にすることとして議論されてきました。
2	初診は対面診療とすることを原則とすべき。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、初診からのオンライン診療は原則として日頃から直接の対面診療を重ねている等、患者と直接的な関係が既に存在する医師（以下、「かかりつけの医師」とします。）が行うことなど、初診からのオンライン診療が可能な要件について整理がおこなわれました。こうした場合には初診からのオンライン診

		療が可能と考えられます。
3	オンライン診療により不必要な処方となされる可能性がある。	不適切な例について、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下、「指針」という。）に記載し注意を促しているところです。
4	電話診療も認めるべき。	本指針は、オンライン診療（遠隔医療のうち、医師-患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為）を対象としており、電話診療については本指針の対象ではありません。
5	オンライン診療を行うのは、慢性の特定疾患で1年以上毎月定期的に対面診療のために通院し状態の安定している患者で、6か月以上処方内容の変更がなく、かつ処方された薬を用法通り飲み忘れなく服用している患者が毎月受診することを必須の条件として、さらに対面診療とオンライン診療を月毎に交互に実施する場合に限るべき。	オンライン診療の実施に当たっての基本理念として、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる旨を指針に記載しています。
6	オンライン診療を病院の経営戦略の手段として使われないよう、二次医療圏を越えてのオンライン診療を規制するなど、医療機関へのフリーアクセスの観点も含めて検討してほしい。	いただいた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。
7	○2ページに「宿泊療養施設の患者への医療提供手段としてオンライン診療が利用された。」と追記があるが、この部分は「宿泊療養・自宅療養を要する患者への医療提供手段としてオンライン診療が利用された。」とすべき。	○2ページ目について。ご指摘のとおり、自宅療養患者に対するオンライン診療の利用もありましたが、自宅にいる患者への利用の例示は「新型コロナウイルス感染症の流行により医療機関を受診することが困難となった患者」としてまとめて記載しております。

	<p>○14 ページ「最低限遵守する事項」ii と vii は、内容的に 1 つにまとめるべき。</p> <p>○18 ページ注の「オンライン診療を行う医師は、対面診療を医療機関で行うことができないか、再度確認すること。」は初診からのオンライン診療を認める方向性と矛盾しているため削除すべき。</p> <p>○19 ページ (3) 診療計画について、オンライン診療を実施するという理由だけで診療計画を策定することは、いたずらに医療機関の負担を増やすだけであり必要ない。「治療方針の患者への説明とその旨の診療録への記載」だけで十分だと考える。</p> <p>○20 ページ「最低限遵守する事項」2 の「1 に関わらず」をどう読むのか医療関係者には分かりにくい。「治療方針の患者への説明とその旨の診療録への記載」のみで十分であることを分かりやすく記載すべきではないか。</p>	<p>○14 ページについて。最低限遵守する事項の ii はオンライン診療の実施の可否について患者の症状を念頭に置いた記載、vii は緊急性についての記載ですので、別の項目としております。</p> <p>○18 ページについて。「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」では、緊急避妊薬の処方に当たっては対面診療が望ましいという議論がされてきました。今回の改訂にあたって議論はされておりましたが、いただいた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p> <p>○19 ページについて。「診療計画」については、今回の改訂に当たって議論はされておりましたが、いただいた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p> <p>○20 ページについて。初診からのオンライン診療を行う場合には「診療計画」の作成に代えて診察の後にその後の方針(例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等)を患者に説明することとしています。</p>
8	<p>○指針において「初診」の定義を明記すべき。</p> <p>○指針が誰に向けて書かれているのかわからないため、医療機関、システム提供事業者、患者のそれぞれが遵守する事項を分けて記載すべき。</p>	<p>○初診の定義については、従前より QA としてお示ししてきたところです。</p> <p>○今回の改訂で指針の構成を大きく変えることは想定しておりません。</p> <p>○診療前相談は診断、処方その他の診療行為は含まないものです。</p>

	<p>○診察と診療前相談で何が異なるのかを明確にすべき。</p> <p>○オンライン診療から対面診療に移行する必要がある場合に備えて、オンライン診療を実施する医療機関は、患者が通院できる距離に所在すること又は患者が通院できる距離に所在する医療機関に情報を迅速に提供できる体制があることなどを、要件とすべき。</p>	<p>○オンライン診療後に対面診療が必要な場合には、「かかりつけの医師」が実施するほか、「かかりつけの医師」がいない場合等にはオンライン診療を行った医師が実施することが望ましく、また、患者の近隣の対面診療が可能な医療機関を紹介することも想定されます。</p>
9	<p>十分なセキュリティ対策が講じられていることを確認しなければならないという記載及び個人情報やプライバシーの保護には最大限配慮するという記載は削除すべきでない。</p>	<p>十分なセキュリティ対策が講じられていることについては、具体的に満たすべき事項を指針で記載しているため、これに沿って行うこととしたものです。また、個人情報やプライバシーの保護についても、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」での議論を踏まえて文言を適正化したものです。</p>
10	<p>○必要な医学的情報の把握できていない初診の患者にオンライン診療を実施するにあたっては、「対面診療の必要性を常に念頭に置き、必要な場合遅滞なく対面受診を指示すること」とし、診療前相談についての記載は削除すべき。</p> <p>○診療前相談について記載するのであれば、医師以外の医療従事者も診療前相談を実施できることとすべき。</p>	<p>○必要な医学的情報の把握できていない初診の患者に対するオンライン診療を行うにあたっては「診療前相談」によって必要な情報を把握し、医師・患者の双方がオンライン診療の実施に合意することが必要です。</p> <p>○診療前相談は、医師・患者間での合意に基づいて初診からのオンライン診療を行うための枠組みですので、医師が行うべきものと考えています。</p>
11	<p>○オンライン受診勧奨の概念はなくし、医師が専門知識を元に行う行為は全て診療であると整理すべき。</p>	<p>○診療を行った場合には診療録の記載が必要であることなど、診療行為とオンライン受診勧奨とでは課される義務が異なるため、同じものとして整理することは困難です。</p>

	<p>○オンライン診療は同時に複数の患者に対して行ってはならないとされているが、当該記載には合理性がないため削除すべき。</p> <p>○患者の所在について、清潔かつ安全な場所でなければならないという記載は不適切。</p> <p>○初診を診察の中で新たな症状に対する診察を行うことと定義するのは実態にそぐわず不適切。</p>	<p>○オンライン診療では、画面越しにやりとりを行うことから、医師が同時に複数の患者を診察すれば情報の取り違いなどのリスクが高いと考えられます。</p> <p>○医療が提供される場所は、清潔かつ安全な場所であることが必要です。</p> <p>○初診の定義については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において議論の前提として定めたものです。</p>
12	<p>○「麻薬及び向精神薬」の定義が判然とせず、誤解を招く恐れがあるため、「麻薬及び向精神薬」の内容が「麻薬及び向精神薬取締法」に定められた薬剤についてのみを指すことを明記すべきである。</p> <p>○「オンライン診療は、対面診察に比べて得られる情報が少なくなってしまうことから、治験や臨床試験等を経していない安全性の確立されていない医療を提供すべきではない。」との記載について、趣旨を明確にするため「オンライン診療を適切な形で治験の中で活用することは問題ない」とすべき。</p>	<p>○麻薬及び向精神薬について、「麻薬及び向精神薬取締法」(昭和28年3月17日法律第14号)以外にこれらを規定するものは想定されません。</p> <p>○オンライン診療において安全性の確立していない医療を提供すべきでないことと、治験の中でオンライン診療を活用して問題がないということは意味が異なります。</p>
13	<p>○用語の定義に、「かかりつけの医師」「医学的情報」を追加すべき。</p> <p>○診療前相談と問診等との違いが理解できるように整理すべき。</p> <p>○「個別の疾病等の状況にもよるが、オンライン診療においては、対</p>	<p>○「かかりつけの医師」は「日頃より直接の対面診療を重ねている等、患者と直接的な関係が既に存在する医師」を言い換えたものです。また、医学的情報については一般的な用語であり、何らかの定義をする性質のものではありません。</p> <p>○診療前相談はオンライン受診勧奨に含ま</p>

	<p>面診療に比べて得られる患者の心身の状態に関する情報が限定される」と記載されているが、個別の疾病等の状況によるという部分は削除すべき。</p> <p>○ 医学的情報の例示として PHR の記述は不要。</p> <p>○ 診療前相談により対面診療が必要と判断した際、対面診療を行う医療機関に対して情報を提供するためにかかる費用も明示しておくべき。</p> <p>○ 初診からのオンライン診療の際には、患者の写真入りの身分証明書などで確実に本人確認を行うことが必要。</p> <p>○ 初診以外の場合にも日本医学会連合の提言を遵守して処方を行うべき。</p> <p>○ 初診でのオンライン診療にあたっては患者の職場で行うことは不適切。</p>	<p>れるものであり、診断、処方その他の医療行為は含まれません。</p> <p>○ 個別の疾患等の状況によって、オンライン診療においては対面診療に比べて得られる患者の心身の状態に関する情報が限定されると考えられます。</p> <p>○ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、PHR についても患者の医学的情報として活用可能な場合があるという議論がなされています。</p> <p>○ 診療前相談の費用等について医療機関のホームページ等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知することが必要な旨を記載しています。</p> <p>○ 本人確認の方法について、いただいた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p> <p>○ 日本医学会連合の提言は「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」ですので、初診以外の場合に関するものではありません。</p> <p>○ 患者の所在する場所について、初診とそれ以外の場合で異なる取扱いを行うことは想定していません。</p>
14	<p>セカンドオピニオンについても記載すべき。</p>	<p>「かかりつけの医師」以外の医師が初診からのオンライン診療を行う場合の例示としてセカンドオピニオンを記載しております。</p>